ヴィラ稲荷山デイサービスセンター

令和８年６月１日付

利用料金

＜通所介護＞

（１）基本料金（通常規模）

要介護度／基本単位		１割負担額		２割負担額		３割負担額	
要介護１（１回あたり）	３７０単位	①	３８７円	①	７７４円	①	１，１６０円
	３８８単位	②	４０６円	②	８１１円	②	１，２１７円
	５７０単位	③	５９６円	③	１，１９２円	③	１，７８７円
	５８４単位	④	６１１円	④	１，２２１円	④	１，８３１円
	６５８単位	⑤	６８８円	⑤	１，３７６円	⑤	２，０６３円
要介護２（１回あたり）	４２３単位	①	４４２円	①	８８４円	①	１，３２６円
	４４４単位	②	４６４円	②	９２８円	②	１，３９２円
	６７３単位	③	７０４円	③	１，４０７円	③	２，１１０円
	６８９単位	④	７２０円	④	１，４４０円	④	２，１６０円
	７７７単位	⑤	８１２円	⑤	１，６２４円	⑤	２，４３６円
要介護３（１回あたり）	４７９単位	①	５０１円	①	１，００１円	①	１，５０２円
	５０２単位	②	５２５円	②	１，０４９円	②	１，５７４円
	７７７単位	③	８１２円	③	１，６２４円	③	２，４３６円
	７９６単位	④	８３２円	④	１，６６４円	④	２，４９６円
	９００単位	⑤	９４１円	⑤	１，８８１円	⑤	２，８２２円
要介護４（１回あたり）	５３３単位	①	５５７円	①	１，１１４円	①	１，６７１円
	５６０単位	②	５８６円	②	１，１７１円	②	１，７５６円
	８８０単位	③	９２０円	③	１，８４０円	③	２，７５９円
	９０１単位	④	９４２円	④	１，８８３円	④	２，８２５円
	１，０２３単位	⑤	１，０６９円	⑤	２，１３８円	⑤	３，２０７円
要介護５（１回あたり）	５８８位	①	６１５円	①	１，２２９円	①	１，８４４円
	６１７単位	②	６４５円	②	１，２９０円	②	１，９３５円
	９８４単位	③	１，０２９円	③	２，０５７円	③	３，０８５円
	１，００８単位	④	１，０５４円	④	２，１０７円	④	３，１６０円
	１，１４８単位	⑤	１，２００円	⑤	２，４００円	⑤	３，６００円

※1　通所介護利用者の金額は１回あたりの単位数に地域単価（１０．４５円）を乗じて計算しております。

※2　〇数字は居宅サービス計画に基づく通所介護の利用時間です。

①　３時間以上４時間未満（心身の状況から長時間利用できないなどの場合）

② ４時間以上５時間未満
③ ５時間以上６時間未満
④ ６時間以上７時間未満
⑤ ７時間以上８時間未満

（２）各種加算料金

加算名	１割負担額	２割負担額	３割負担額	備　考
入浴介助加算Ⅰ （１日　４０単位）	４２円	８４円	１２５円	デイサービスにて入浴介助を行った場合に算定します。ここでいう介助には、自立支援のために直接的な介助を行わず、見守りや声掛けでの介助も含みます。また、体調不良等により入浴されなかった場合は算定しません。
入浴介助加算Ⅱ （１日　５５単位）	５８円	１１５円	１７２円	家族や訪問介護員の援助で自宅での入浴が可能になることを目的とし、医師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等が自宅を訪問した上で、入浴環境と身体機能を評価し、協働して入浴に関する個別の計画を作成し、その計画に沿ってデイサービスでの入浴を実施した場合に算定します。
個別機能訓練加算Ⅰイ （１日　５６単位）	５９円	１１７円	１７６円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置した上で、機能訓練指導員等が共同で利用者の生活機能向上に資するように利用者ごとの心身状況を重視した「個別機能訓練計画」を作成し、その内容に基づいて機能訓練（リハビリ体操など）を実施した場合に算定します。
個別機能訓練加算Ⅰロ （１日　７６単位）	８０円	１５９円	２３９円	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等１名に加えて、サービス提供時間を通じてさらに１名以上配置した上で、機能訓練指導員等が共同で利用者の生活機能向上に資するように利用者ごとの心身状況を重視した「個別機能訓練計画」を作成し、その内容に基づいて機能訓練（リハビリ体操など）を実施した場合に算定します。

個別機能訓練加算Ⅱ （１月　２０単位）	２１円	４２円	６３円	個別機能訓練計画における「ADL」「IADL」「起居動作」「健康状態」「個別機能訓練の目標」「個別機能訓練の内容」等を、厚生労働省所管の科学的介護情報システム（LIFE）に提出し、個別機能訓練計画の作成・実施・評価・改善の一連のサイクルにつなげる管理を行った際に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （１日　２２単位）	２３円	４６円	６９円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で７０％以上である場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （１日　１８単位）	１９円	３８円	５９円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で５０％以上である場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （１日　　６単位）	６円	１３円	１９円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で４０％以上である場合に算定します。
科学的介護推進体制加算 （１月　４０単位）	４２円	８４円	１２５円	利用者全員を対象として、利用者ごとの心身の状況等やケアの内容、リハビリテーション等のデータを厚生労働省へ提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用しつつケアの質向上を図る取組みを実施している場合に算定します。
若年性認知症利用者受入加算 （１日　６０単位）	６３円	１２５円	１８８円	若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合に算定します。
認知症加算 （１日　６０単位）	６３円	１２５円	１８８円	看護職員又は介護職員の員数に加え、看護又は介護職員を常勤換算方法で２名以上確保している場合で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が占める割合が２０％、また指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を１名以上配置した場合に算定します。

中重度者ケア体制加算 （１日　４５単位）		４８円	９７円	１４１円	看護職員又は介護職員の員数に加え、看護又は介護職員を常勤換算方法で２名以上確保している場合で、要介護３以上の利用者が占める割合が３０％以上、また指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を１名以上配置した場合に算定します。
栄養アセスメント加算 （１月　５０単位）		５２円	１０５円	１５７円	栄養改善が必要な利用者を対象とします。、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。
ＡＤＬ維持等加算	ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ） （１月３０単位）	３１円	６３円	９４円	厚生労働省所管の科学的介護情報システム（LIFE）に提出する令和３年度以降の評価をもとに、自立支援・重度化防止の観点から、ＡＤＬ（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。 厚生労働省が定める基準（ADL 利得値）に照らし、改善率が高い場合はⅡを、低い場合はＩを算定します。
	ＡＤＬ維持等加算（Ⅱ） （１月６０単位）	６３円	１２５円	１８８円	
	ＡＤＬ維持等加算（Ⅲ） （１月３単位）	３円	６円	９円	自立支援・重度化防止の観点から、令和２年度の評価をもとに、ＡＤＬ（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に加算します。
送迎未実施減算 （－４７単位／片道）		－４９円	－９８円	－１４７円	送迎を行わない場合は（約５０円／片道）減額します。
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ(ロ)		1月につき所定の単位×１２．０％			国が定める基準に適合し、介護職員のみならず介護従事者の処遇改善を実施しているものとして、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に 120／1000 を乗じた単位数を加算します。

＜介護予防型デイサービス＞

（１）基本料金

介護予防型デイサービス		基本単位	１割負担額	２割負担額	３割負担額
事業対象者の	入浴あり	１，７９８単位	１，８７９円	３，７５８円	５，６３７円

週１回程度利用 （1月あたり）	入浴なし	１，５９８単位	１，６７０円	３，３４０円	５，０１０円
事業対象者の 週２回程度利用 （1月あたり）	入浴あり	３，６２１単位	３，７８４円	７，５６８円	１１，３５２円
	入浴なし	３，２２１単位	３，３６６円	６，７３２円	１０，０９８円

※1　日常生活支援総合事業対象者のご利用者の利用料金は１月あたりの単位数に地域単価（１０．４５円）を乗じて計算しております。

（2）各種加算料金

加算名		1割負担額	2割負担額	3割負担額	備　考
若年性認知症利用者受入加算 （1月　２４０単位）		２５１円	５０２円	７５３円	若年性認知症利用者を受け入れた場合に加算します。
送迎未実施減算 （－４７単位／片道）		－４９円	－９８円	－１４７円	送迎を行わない場合は片道単位で減額します。
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ） 週１回（８８単位） 週２回（１７６単位）	要支援１	９２円	１８４円	２７６円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で７０％以上である場合に算定します。
	要支援２	１８４円	３６８円	５５２円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ） 週１回（７２単位） 週２回（１４４単位）	要支援１	７６円	１５１円	２２６円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で５０％以上である場合に算定します。
	要支援２	１５１円	３０１円	４５２円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ） 週１回（２４単位） 週２回（４８単位）	要支援１	２５円	５０円	７５円	より専門的な介護を行える体制として、事業所の介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で４０％以上である場合に算定します。
	要支援２	５０円	１００円	１５１円	
科学的介護推進体制加算 （1月　４０単位）		４２円	８４円	１２５円	利用者全員を対象として、利用者ごとの心身の状況等やケアの内容、リハビリテーション等のデータを厚生労働省へ提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用しつつケアの質向上を図る取組みを実施している場合に算定します。
栄養アセスメント加算 （1月　５０単位）		５２円	１０５円	１５７円	栄養改善が必要な利用者を対象とします。、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に算定します。

介護職員等処遇改善 加算Ⅰ(ロ)	1月につき所定の単位×１２．０％	国が定める基準に適合し、介護職員のみならず介護従事者の処遇改善を実施しているものとして、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に 120／1000 を乗じた単位数を加算します。

＜注意事項＞

※1　通所介護の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※2　介護保険サービスにおいて、法律等により定められた利用限度額を超えたサービス利用に係る利用料金は、当事業者が別に設定したものとなり、全額が利用者の自己負担となります。（ご利用の際は必ずご相談ください。）

※3　利用者が保険料を滞納されているなどの理由により、当事業所に対して介護保険サービスに係る給付等が行われない場合、1箇月につき料金表の利用料金全額（１０割負担）をお支払い頂きます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。還付手続き等につきましてはご利用者で行ってください。

＜介護保険対象外の費用（通所介護・介護予防型デイサービス共通）＞

(1) 食事の提供に要する費用
食事サービスを受ける方は、食費１日あたり７２０円が必要となります。

(2) おやつ代
おやつを希望される方は、おやつ代１日あたり１２０円が必要となります。

(3) コーヒー、紅茶等代
食後にコーヒー、紅茶等を希望される方は、コーヒー、紅茶等1杯あたり５０円必要となります。

(4) おむつ代
おむつを使用される方は、おむつ代として尿取りパット３０円、リハビリパンツ１２０円、フラットタイプ５０円、テープ止め１５０円の実費がそれぞれ1枚あたり必要となります。

(5) レクリエーションや行事の材料費
行事等、利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費が必要となります。

(6) 写しの交付に伴い必要となる費用
写しの交付は1枚あたり２０円が必要となります。

(7) キャンセル料

利用予定日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用予定日の前日までに連絡がなかった場合	食事代（720円）及びおやつ代（120円）相当

＜利用料等のお支払方法＞

毎月、１０日前後までに前月分の請求をいたしますので、以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、２７日にお引き落しいたします）。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	請求書記載の口座にお振込みください。
口座引き落とし	毎月２７日（非営業日の場合は翌営業日）に指定口座より 引き落としさせていただきます。
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。